

平成二十七年法律第七十七号

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条～第三条）
- 第二章 対応措置等（第四条～第十一一条）
- 第三章 雑則（第十二条～第十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国際社会の平和及び安全を脅かす事態であつて、その脅威を除去するため国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの（以下「国際平和共同対処事態」という。）に際し、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

（基本原則）

第二条 政府は、国際平和共同対処事態に際して、この法律に基づく協力支援活動若しくは捜索救助活動又は重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四十五条）第二条に規定する船舶検査活動（国際平和共同対処事態に際して実施するものに限る。第四条第二項第五号において単に「船舶検査活動」という。）（以下「対応措置」という。）を適切かつ迅速に実施することにより、国際社会の平和及び安全の確保に資るものとする。対応措置の実施は、武力による脅嚇又は武力の行使に当たるものであつてはならない。

第三条 捜索救助活動は、現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われている現場では実施しないものとする。ただし、第八条第六項の規定により行われる捜索救助活動については、この限りでない。

第四条 外国の領域における対応措置については、当該対応措置が行わることについて当該外国（国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従つて当該外国において施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関）の同意がある場合に限り実施するものとする。

第四条第一項に規定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に關し、防衛大臣に協力するものとする。

第五条 内閣総理大臣は、対応措置の実施に當たり、その実施に伴うため、対応措置のいづれかを実施することが必要であると認めるときは、当該対応措置を実施すること及び当該対応措置に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の案につき閣議の決定を求めなければならない。当該対応措置を実施すること及び当該対応措置に関する基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

（基本計画） 第二章 対応措置等

（定義等）

（語の意義）

この法律において、次の各号に定めるところによる。

一 諸外国の軍隊等 国際社会の平和及び安全を脅かす事態に関し、次のいずれかの国際連合の総会又は安全保全理事会の決議が存在する場合において、当該事態に對処するための活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第三条第一号に規定する国際連合平和維持活動、同条第二号に規定する国際連携平和安全活動又は同条第三号に規定する人道的な国際救援活動を行うもの及び重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等を除く。）をいう。

イ 当該外国が当該活動を行うことを決定し、要請し、勧告し、又は認める決議

ロ イに掲げるもののほか、当該事態が平和に対する脅威又は平和の破壊であるとの認識を示すとともに、当該事態に關連して国際連合加盟国の取組を求める決議

ハ 我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由

イ 事態の経緯並びに国際社会の平和及び安全に与える影響

ロ 国際社会の取組の状況

ハ 我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由

イ 事態の経緯並びに国際社会の平和及び安全に与える影響

ロ 前号に掲げるもののほか、対応措置の実施

を行ふ自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う諸外国の軍隊等の部隊に対して協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供（次項後段に規定するものを除く。）は、別表第一に掲げるものとする。この場合において、捜索救助活動

範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。二、当該捜索救助活動又はその実施に伴う前条第三項後段の協力支援活動を自衛隊が外國の領域で実施する場合には、これらの活動の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間の他当該捜索救助活動の実施に関する事項

（基本計画） 第二章 対応措置等

（基本計画）

内閣総理大臣は、国際平和共同対処事態に際し、対応措置のいづれかを実施することが必要であると認めるときは、当該対応措置を実施すること及び当該対応措置に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の案につき閣議の決定を求めなければならない。当該対応措置を実施すること及び当該対応措置に関する基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

（基本計画） 第二章 対応措置等

（基本計画）

内閣総理大臣は、国際平和共同対処事態に際し、対応措置のいづれかを実施することが必要であると認めるときは、当該対応措置を実施すること及び当該対応措置に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の案につき閣議の決定を求めなければならない。当該対応措置を実施すること及び当該対応措置に関する基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

（基本計画） 第二章 対応措置等

（基本計画）

内閣総理大臣は、次に掲げる事項を、遅くまで実施する場合には、当該外国（第二条第四項に規定する機関がある場合にあっては、当該機関）と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。

（国会への報告） 第二章 対応措置等

（国会への報告）

できないと認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は服務の提供について國以外の者に協力を依頼することができる。

2 政府は、前項の規定により協力を依頼された國以外の者に対し適正な対価を支払うとともに、その者が当該協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(請求権の放棄)

第十四条 政府は、自衛隊が協力支援活動又は捜索救助活動（以下この条において「協力支援活動等」という。）を実施するに際して、諸外国の軍隊等の属する外国から、当該諸外国の軍隊等の行う事態対処活動又は協力支援活動等に起因する損害についての請求権を相互に放棄することを約することを求められた場合において、これに応じることが相互の連携を確保しながらそれぞれの活動を円滑に実施する上で必要と認めるとときは、事態対処活動に起因する損害についての当該外国及びその要員に対する我が国の請求権を放棄することを約することができる。

(政令への委任)

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関する必要な事項は、政令で定める。

附 则

この法律は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十六号）の施行の日から施行する。

別表第一（第三条関係）

通信	医療	修理及び整備	輸送	補給	種類	内容
通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	修理及び整備	輸送	補給	種類	内容
傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	消毒	宿泊	通信	医療	修理及び整備	輸送
傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	消毒	宿泊	通信	医療	修理及び整備	輸送
傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	消毒	宿泊	通信	医療	修理及び整備	輸送

別表第二（第三条関係）

種類	内容
給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	修理及び整備
備考	備考
建設	建築物の建設、建設機械及び建設資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
訓練業	訓練に必要な指導員の派遣、訓練用器材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
利用	土地又は建物の一時的な利用並びにこれらに類する物品及び役務の提供
施設	施設の利用並びにこれらに類する物品及び役務の提供
保管	倉庫における一時保管、保管容器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
業務	業務に係る物品及び役務の提供
基地業	廃棄物の収集及び処理、給電並びにこれらに類する物品及び役務の提供

空港及び航空機の離発着及び船舶の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類する物品及び役務の提供